



環境アセスメントに係るお知らせ

KAWASAKI CITY

平成25年3月28日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）条例第35条に基づき、（仮称）川崎区小田栄計画に係る事後調査報告書（工事中）の写しの縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	事後調査実施者	神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央四丁目33番1号 ナイス株式会社 代表取締役社長 平田 恒一郎
	指定開発行為の名称	（仮称）川崎区小田栄計画
	指定開発行為の種類	住宅団地の新設（第3種行為） 大規模建築物の新設（第2種行為）
	指定開発行為を実施する区域	川崎市川崎区小田栄二丁目3番24
	指定開発行為の目的	共同住宅の建設
	指定開発行為の内容	区域面積：約13,718㎡ 計画人口（計画戸数）：1,437人（479戸） 延べ面積：約52,868㎡
	事後調査の項目等	騒音
環境影響評価の手続経過	平成22年6月11日 条例環境影響評価準備書公告 平成22年9月17日 条例見解書公告 平成23年2月1日 条例環境影響評価審査書公告 平成23年3月2日 条例環境影響評価書公告	
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期 間：平成25年3月28日（木）から 平成25年4月26日（金）まで （土曜日及び日曜日は除きます。） 時 間：午前8時30分から午後5時15分まで 上記期間中、本市ホームページにて標記報告書の内容を御覧になれます。 http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-1-2-0-0-0-0-0-0.html
	縦覧場所	川崎区役所、川崎区役所田島支所及び本庁（環境局環境評価室）
	意見書の提出	・縦覧中の事後調査報告書に記載された内容が条例環境影響評価書に記載された内容又は指定開発行為の施行中若しくは完了後の状況と明らかに異なると認める方で、環境の保全の見地から御意見を有する方は、次の期限までに、市長に対し、意見書を提出することができます。 ・提出された意見書は個人情報伏せて、その写しを指定開発行為者に送付します。 【意見書の提出】 提出期限：平成25年4月26日（金） （郵送の場合は、4月26日消印有効） 提出先：環境局環境評価室 意見書の用紙：それぞれの縦覧場所に用意してあります。 なお、提出年月日、郵便番号、住所、氏名、電話番号、指定開発行為の名称及び縦覧図書の名称が記入されていれば、意見書の用紙は問いません。
	問合せ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号：044（200）2156